

## 第2回三木市・吉川町合併協議会

平成16年4月23日(金)

様式第1号(第7条関係)

会 議 録

会議の名称	第2回三木市・吉川町合併協議会	
開催日時	平成16年 4 月 23 日(金) 開 会 午後1時30分 閉 会 午後3時45分	
開催場所	三木市立教育センター4階大研修室	
議長氏名	加古房夫	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
会議事項	1 議 題  別紙のとおり	2 会議結果  別紙のとおり
	会議の経過 別紙のとおり	
会議資料	第2回協議会会議資料 1式	
会 議 録 の 確 定		
確 定 年 月 日		署 名 押 印
平成16年5月24日		署名委員  安 福 恵 子 印  西 山 利 幸 印

## 第2回三木市・吉川町合併協議会結果概要

と き 平成16年4月23日(金)13:30~  
ところ 三木市立教育センター 4階 大研修室

### (1) 報告事項

報告第10号 今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について 承認

### (2) 協議事項

協議第9号	合併協定項目について	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">承認</span>
協議第10号	合併の方式について	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">承認</span>
協議第11号	合併の期日について	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">承認</span>
協議第12号	新市の名称について	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">承認</span>
協議第13号	新市の事務所の位置について	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">承認</span>
協議第14号	財産及び債務の取扱いについて	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">承認</span>
協議第15号	条例、規則等の取扱いについて	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">承認</span>
協議第16号	町、字の区域及び名称の取扱いについて	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">承認</span>

### (3) 提案事項

提案第17号 新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について

## 第2回三木市・吉川町合併協議会出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出 席
1号委員	三木市	加 古 房 夫	
	吉川町	岩 波 勉	
2号委員	三木市	室 谷 仁 美	
	吉川町	永 塩 崇	
3号委員	三木市	西 垣 秀 美	
	吉川町	田 中 修 身	
4号委員	三木市	井 川 隆 雄	欠
		和 泉 藤 枝	
		岡 田 保	
		小 河 壯 太	欠
		中 井 昭 八 郎	
		西 田 博 之	欠
		西 本 凱 昭	
		宮 脇 史 郎	
		安 福 恵 子	
	吉川町	大 西 俊 昭	
		大 前 政 博	
		亀 井 美 鈴	
		高 橋 早 弓	
		中 久 保 通 彦	
		西 原 雅 晴	
		西 山 利 幸	
		藤 田 芳 明	
	吉 田 ・ 規		
	共 通	柳 筥 享 夫	
顧 問	共 通	鷲 尾 弘 志	欠

三木市・吉川町合併協議会幹事会出席者名簿

区分	団体名	氏名	出席
幹事	三木市	澤田 頼 男	
		井本 智 勢 子	
		網谷 喜 明	
		告野 衛 治	
		小山 久 男	
		小西 利 隆	
	吉川町	香下 利 忠	
		長谷川 義 雄	
		岸本 良 仁	
		小俵 健	
		上北 隆 昭	

三木市・吉川町合併協議会事務局出席者名簿

区分	団体名	氏名	出席
事務局	局長	小谷 政 行	
	次長兼 総務係長	藤田 均	
	計画係長	梨原 正 純	
	調整係長	廣岡 喜 人	
	調整係主任	山本 佳 史	
	総務係主任	廣井 愛 邦	
	計画係主任	岩崎 英 也	

<p>小谷事務局長</p>	<p>開会 午後 1 時30分</p> <p>失礼いたします。</p> <p>定刻になりましたので、これより第 2 回三木市・吉川町合併協議会を始めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>委員の皆様方には公私何かとご多用な中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。</p> <p>会議に先立ちまして、会長でもございます加古三木市長の方からごあいさつを申し上げます。</p>
<p>加古会長</p>	<p>それでは、会議に先立ちまして、お許しをいただき、一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>本当に暑い毎日と言いたいぐらいになってまいりました。そんな状況ではございますが、本日、第 2 回目の三木市・吉川町合併協議会を開かせていただきましたところ、皆さん方、大変お忙しい中、お繰り合わせご出席をいただき、本当にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。</p> <p>もう今さら申し上げるまでもございませんが、私のところも昨日の22日に合同慰霊祭をさせていただいたわけでございます。その合同慰霊祭は、三木市上の丸、5月5日に別所公の春祭りを行います中心地でございますが、その場所に忠魂碑がございますので、その前で慰霊祭をさせていただきました。</p> <p>考えてみますと、あの碑に明治29年にあの忠魂碑が建設されたと、こう書いてあるわけでございますが、明治29年にあの場所に旧美囊郡11町村の町長さん、村長さん方がご苦勞されて建設された、こういうふうなことを思いを起ししながら、ちょうどもう110年、日清戦争が終わった後でつくられているようでございますので、そんなことを考えましたときに、このような合併問題等々について、一つの歴史はあるんだなというようなことも思い起こしたわけでもございます。</p> <p>また、そんなことから、いかに私たちが努力し、そして住民の</p>

	<p>皆さん方の期待にこたえられる会議を進められるか、議論ができるか、これも大きな事柄と思っております。</p> <p>特に、本日提案させていただいております議題につきましては、第1回の協議会で提案させていただきまして、説明をあらかじめさせていただきましたが、一応新しい市の基本となるべき事柄につきまして、本日はできることなら決定をさせていただきたい、していただきたい、こういう思いで審議にかけておるわけでございますので、どうかこの合併問題につきまして、慎重ご審議をいただき、そして適切なるご決定を賜りますことを重ね重ねお願いを申し上げ、皆さん方のますますのご活躍とご健勝、ご多幸をお祈り申し上げながら、初めに当たりましてのごあいさつとさせていただきます。</p> <p>本当にご苦労さまでございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議長の方で会議の方の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。</p>
小谷事務局長	
加古議長	<p>それでは、協議会規約に基づきまして会議の議長を務めさせていただきます、進行させていただきたいと存じますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。</p> <p>本日は第2回目となっておりますので、早速でございますが、合併協議会の根幹となるべき合併の方式、期日、新市の名称、まちづくりの方針等についてご協議をいただこうと思っております。どうか両市町の誇れる地域づくりのために、委員の皆さん方の一層のご精進をお願い申し上げ、進めさせていただきたいと存じます。</p> <p>本日出席いただいております委員の数は、25名中22名の出席のようでございますが、会議の定数は達しておると、このように存じますので、よろしく願いを申し上げ、ただいまから第2回目の三木市・吉川町合併協議会を開会させていただきます。</p> <p>早速議事に入るわけでございますが、議事次第に基づきまして、議事録署名人の指名を私の方から指名させていただきます。</p>

小谷事務局長

今回の議事録署名委員には、三木市の安福恵子委員、また吉川町の西山利幸委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入るわけですが、報告事項がございますので、報告第10号につきまして、今後の市町合併のあり方に関する支援地域の指定について、事務局より説明いたしますので、よろしくお聞き取り願います。

それでは、事務局の方から座って説明をさせていただきたいと思えます。

まず、説明に先立ちまして、ご訂正をちょっとお願いしたいと思えます。

4ページでございます。4ページの方をお開きいただきたいと思います。

(2) 県の支援策、の合併協議会運営費の財政支援の次の行で、中ほどに「市長負担金」とございます。この「市長」を「市町」の方に訂正をいただきたいと存じます。お願いいたします。

それでは、報告第10号について、資料の1ページをお開きください。

報告第10号 今後の市町経費のあり方に関する支援地域の指定についてということで、このたび兵庫県から別紙のとおり、今後の市町経費のあり方に関する支援地域の指定を受けたことを報告するものでございます。

そこで、2ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、三木市と吉川町が合併協議を進めるに当たりまして、新市建設計画の策定や合併に関する情報提供なり課題解決に向けての助言、支援をいただくため、県に対し支援地域の指定の申請をいたしたものでございます。

また、本日、追加資料として配付をさせていただいておりますのが、4月19日付で県より指定を受けたものでございます。



	<p>それでは、3ページ、4ページのところをごらんいただきたいと思ひます。</p> <p>この支援地域の指定について、概要説明をしたものでございすが、1では、支援地域の趣旨、定義といたしまして、この合併重点支援地域の制度は、国が平成13年3月に示しました市町村の合併の推進についての要望を踏まえた今後の取り組み方針の中で新たに設けられたものでございまして、合併に向けた検討や取り組みが一定の熟度に達した地域について、知事が関係市町村の意見を聞きまして、合併推進に関する支援策を重点的に実施することで、当該地域の着実な進展を図るため、地域指定が行われるものでございす。</p> <p>2番目の地域指定につきましては、指定対象地域の基準、要件なり指定の手續について述べております。三木市、吉川町の場合は、ウの項目になろうかと思ひます。</p> <p>3では、地域指定を受けることのメリットとして、国の支援策として、合併の準備経費や移行の経費に対する特別交付税措置が、また次の4ページでは、県の支援策として、合併協議会運営や合併準備のための財政支援や合併に関する指導、助言を受けることができるとされておるものでございす。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま協議事項につきましての説明が終わったわけでございます。</p> <p>何かご質問がございましたら、ご発言お願いしたいと存じます。ないようでございましたら、引き続きまして協議事項に移らせていただきたいと存じます。</p> <p>協議事項第9号の合併協定項目について、事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>それでは、5ページの協議第9号 合併協定項目についてご説明申し上げます。</p>
加古議長	
小谷事務局長	

合併協定項目につきましては、別紙のとおりとするとしておりますので、次の6ページをお開きいただきたいと思います。

この合併協定項目につきましては、前回に提案説明をさせていただいておりますが、合併に向けた必要事項をすり合わせる項目でございます。最終的には合併協定書として取りまとめるものでございます。

まず、基本的な協議事項として、5つの項目がございます。1番として合併の方式、2として合併の期日、3として新市の名称、4として新市の事務所の位置、5として財産及び債務の取り扱いということになっております。

次に、合併特例法に規定されている特例の協議事項としまして、6つの項目がございます。6番目として、議会議員の定数及び任期の取り扱い、7番として農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い、8番として地方税の取り扱い、9番、一般職の職員の身分の取り扱い、10番、地域審議会の取り扱い、11番、新市建設計画となっております。

その他必要な事項として、12番の特別職の職員の身分の取り扱いに関することから25番のその他必要な事項に関することまでの14項目となっております。

また、24番の各種事務事業の取り扱いにおきましては、その内訳として、28の項目に細分化いたしております。

したがいまして、全項目になりますと、52項目について協議いただくこととなります。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。

8ページでは、合併協定項目一覧表といたしまして、これらの項目の内容について、概要をお示しをいたしております。

まず、基本的協議事項の1番としまして、合併の方式につきましては、新設合併と編入合併の2つの形態がありまして、それぞれの方式の内容を示しております。

2番の合併の期日につきましては、法律上の規定はありませんが、合併特例法の適用を受けようとするれば、現行法では平成17年3月31日が期限となっております。

なお、現在、国会に合併特例法の改正案が提出されておりました、可決されますと、特例法の期日が平成18年3月31日ということになるようでございます。

いずれにいたしましても、合併の効力が発生する総務大臣の告示がなされるまでには、協議会での協議、また関係市町の議会や県議会の議決などの手続が必要となってまいります。

次に、3の新市の名称でございますが、合併の方式によりましては、その取り扱いが異なりますが、編入合併の場合は、編入する市町の名称とすることが多くなってございます。

次に、4の新市の事務所の位置でございますが、編入合併の場合、通常、編入する市町村の事務所の位置となります。

5番目の財産及び債務の取り扱いにつきましては、関係市町村が持っている財産の取り扱いを協議することになってございます。

以上、基本的協議事項の6項目につきましては、この後、各項目ごとに協議願うことになっておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、合併特例法に規定されております特例の協議事項でございますが、6番の議会議員の定数及び任期の取り扱いにつきましては、合併に当たっての一般原則や編入合併の場合の定数や在任の特例制度などの内容となっております。

次の7番の農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いにつきましても、基本的な考え方なり特例措置について説明をいたしております。

次の8番の地方税の取り扱い、また10ページの9番目の一般職の職員の身分の取り扱い、また10番の地域審議会の取り扱い、11番の新市建設計画につきましては、その内容を説明いたしております。

	<p>これらの項目につきましても、いずれも今後の協議会におきまして、事前提案の上、協議をお願いするものでございます。</p> <p>特に、11番の新市建設計画につきましては、本日この後、策定方針について、次回協議のための提案説明をさせていただくことになっております。</p> <p>次に、その他必要な協議事項といたしまして、12番の特別職の職員の身分の取り扱いから24番の各種事務事業の取り扱いについて、それぞれその概要をお示ししております。これらの項目につきましても、今後の協議会におきまして、その取り扱いについてご協議願うことになっております。</p> <p>なお、13番の条例・規則等の取り扱い及び19番の町・字の区域及び名称の取り扱いにつきましては、この後、本日の協議事項として協議いただくことにいたしております。</p> <p>その他の項目につきましては、お目通しをいただきまして、今後の協議会で協議する際、改めて具体的に内容説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
加古議長	<p>協議第9号の説明が終わったわけですが、何かご質問、またご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ないようでございますれば、次に移らせていただきたいと思います。</p> <p>(「採決だけ。一つずつちょっとお願いします」の声あり)</p>
加古議長	<p>それでは、協議第9についてからご審議をわずらわすわけですが、協議第10の合併の方式並びに協議第11の合併の期日、この期日は、現在のところ17年の3月31日に、前のときにも申し上げておりましたが、両市町の議会の議決をいただき、県知事に進達し、県の議会の議決がなされなかったらだめだと、こういうことで、この期日はこの日でございまして、最終はこの日になるように、県の議会の議決が来年の3月31日にしていただけるような協</p>

	<p>議を進め、進達をせなならん、このように思ってもおります。</p> <p>新しい市のことにつきましては、またそのときには、3月31日の議会の議決をいただくときには、新しく市になる日、これは3月31日以降の日に議会でも十分ご審議をいただきながら議決をいただく。そして、3月31日には進達できる。あるいは、進達していただける。県議会の議決をいただけると、こういうことを前提に進めさせていただきたいと存じますので、よろしくそのあたりのご理解をお願いいたします。</p> <p>そこで、今申し上げました10の……。</p> <p>(「9号の協定の項目だけ、ちょっと賛否をお願いしたいんです」の声あり)</p> <p>それでは、10に進むまでに、9の合併協議項目につきまして、ただいま説明をさせていただいたわけですが、ご意見、ご質問もないようでございますので、この9の合併協議項目につきましては、説明させていただいたとおりご承認をいただけるならば、賛成の挙手をお願いしたいと存じます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
加古議長	<p>ありがとうございます。賛成の挙手が全員でございますので、よろしく願いをして、そしてまた項目はこれでとりあえず進めていくと、こういうことにさせていただきます。賛成多数で承認をいただきました。</p> <p>次に、合併協議10の合併方式につきましての説明をさせていただきます。</p> <p>10の説明を、では、お願いします。</p>
小谷事務局長	<p>それでは協議第10号合併の方式についてご説明を申し上げます。資料の13ページをお開きいただきますようお願いいたします。</p> <p>合併の方式につきましては、次のとおりとするとして、美囊郡吉川町を廃し、その区域をもって三木市に編入する編入合併とするというものでございます。</p>

	<p>次の14ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>14、15ページでは、資料をつけさせていただいておりますけれども、ここでは新設合併と編入合併につきまして、それぞれの定義なり、法人格や合併市の名称、事務所の位置のほか、議会議員及び農業委員会委員の身分なり定数や任期について、原則と特例措置を説明をいたしております。</p> <p>さらに、特別職、一般職員並びに条例・規則等について、その違いを比較したものでございます。</p> <p>また、備考といたしまして、最近合併のありました事例を挙げております。</p> <p>以上でございます。</p>
加古議長	<p>ただいま協議10で、合併の方式として、美嚙郡吉川町を廃止し、その区域をもって三木市に編入する編入合併とすると、こういうようなことでの説明をさせていただいたわけですが、この議題につきまして、ご質問、またご意見等、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問なりご意見のご発言がないようでございます。</p> <p>それでは、採決させていただいてよろしゅうございますか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
加古議長	<p>採決をさせていただくわけですが、今までの議案につきましてははといたしますか、簡略できる議案につきましては挙手をお願いしたわけですが、同じように挙手によって採決させていただいてよろしいでしょうか。それとも、4分の3以上の賛成が必要だと、こうなっておりますので、そういうことからいえば、投票という方法もありますので、お計らいをするわけですが、余りご意見も聞いておりませんので、今までどおり挙手という形で採決させていただいてよろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
加古議長	<p>ありがとうございます。</p>

<p>加古議長</p>	<p>それでは、合併の方式につきまして、原案に賛成される委員の皆さん方につきましては挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員の賛成でございますので、出席委員22名の方の賛成と、こういうことで決定をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第11号、議案第11号の合併の期日につきましてご審議をお願いいたします。</p> <p>内容の説明をお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第11号につきましてご説明を申し上げます。</p> <p>16ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>提案内容といたしましては、合併の期日、合併は平成17年3月31日までに行うものとするというものでございます。</p> <p>その理由といたしましては、合併特例法が平成17年3月31日までの時限立法であるということから、適用期限内に合併することを目標とするものでございます。</p> <p>次に、今回、追加資料といたしまして18ページをちょっとお開きいただきたいと思います。</p> <p>追加資料といたしまして、18ページに、現在、国会において市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案の内容を添付いたしましたので、説明をさせていただきたいと思います。18ページでございます。</p> <p>その中で、今回の市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案で、(2)のところでございますが、経過措置というところでございます。平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て、都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したのものについて、現行の合併特例法の規定を適用するというものでございます。</p> <p>以上、簡単でございますけれども、説明にかえさせていただきます。</p>

<p>加古議長</p>	<p>ただいまの協議11号の合併の期日につきまして、ご質問なり、またご意見等のご発言をお願いいたします。</p>
<p>西山委員</p>	<p>はい。</p> <p>吉川の西山です。</p>
<p>加古議長</p>	<p>今、今国会での説明がございましたように、合併特例法、新法案など、関連した法案が審議をされております。おおよその見通しは、可決されるであろうという想定がされているわけなんです、我々もその可決を見越して、合併期日のただし書きを一文を入れていただけたら幸せだと思っております。期日は17年7月1日までの範囲を一応いただきたい、このように思っているわけですが。</p>
<p>澤田幹事長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>お答えできるのやったら、してもらうたら結構や。</p>
<p>澤田幹事長</p>	<p>それでは、私の方からお答えいたします。</p> <p>幹事会の幹事長を務めております三木市の助役の澤田でございます。</p> <p>今のご意見、ごもっともなご意見だと思います。</p> <p>現在、国会で審議中でございますが、まだいつの時点で確実にということは、ちょっと予想ができないということでございますが、しかし、大方の方向といたしましては、これはもう当然、与党の自民党、公明党も含めてでございますが、これは今国会中に可決をするという方向は変わらないというふうに考えております。</p> <p>ということは、ほかの今の資料の中にも入れておりますけれども、多くの全国の市町村で合併が進んでおりまして、これもなかなか本年度の3月中にということについては決定ができて、実際の実施、施行ということになりますと、16年度中ということは至難の場合が多いようでございます。</p> <p>したがって、そういう全国的な情勢から見ましても、これはもう絶対国会で決定をいただく事案であるというふうに確信を持っておりますので、このように提案をさせていただいておるわけで</p>



西山委員  
加古議長

ございますが、しかし、含みとしては、当初からお話しをいたしておりますように、三木市におきましても、提案をしております17年の3月末に合併するという事は非常に厳しい状況もございます。

ちょっと会長のあいさつにもありましたように、これにはそれぞれの市町の議会の議決を必要といたしますし、また県議会の廃置分合の議決をもらわなければならない。それから国の方に申請すると、こういうことになるわけでございますので、今ご意見のございましたように、この協議会におきましても、どう考えても、やはり17年度中ということになるわけでございます。

そうしたら、いつの日に設定をするかということになりましても、両市町長さんの中では、できれば7月をとということでございます。それが一つの一番大きな目標になろうと思っておりますので。

ただ、この議案の中に直接入れるということについては、いろいろこれにつきましても、県の行政の方とも相談をいたしましたけれども、ちょっとそういう例がないということでございますので、今、事務局長が説明をいたしましたように、そういう補足的な説明を加えて公表するという事にさせていただければ非常にありがたいということでございますので、できましたらご理解をいただきたいと、このように思います。

ぜひともそのようにしていただきたいと思っております。

今説明させていただきましたように、提案させていただいておりますように、合併の期日は平成17年3月31日にするわけでございますが、行うわけでございますが、それから総務大臣に県知事が進達されまして、その手続が三、四カ月かかる。それは、官報による告示手続等々がございまして、それには、三、四カ月かかるということになりますと、ご提案いただきましたように、17年の7月、3カ月見てそれと、そのようなことになるかと存じますので、その官報告示があつて、初めて発足すると、こういう形がいいのではないかというご提案だと思つてございまして、皆さん方に

	<p>ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ないようでしたら、協議事項11につきましては、提案のとおり平成17年3月31日までに行う、そういうことではございますが、手続が3月31日にすとなったら、もう不可能に近いわけですから、それに総務大臣の許可のあった日に近い形で新しい市は発足すると、こういうことでの申し合わせと申しますか、ご意見と申しますか、協議会の総意はそのようなことであったということにさせていただいてよろしゅうございますか。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>岩波副会長</p>	<p>私から意見言うけれども、もう少し事務局、頭は3月31日までに行うものとする、このただし書きを今度たよりにどのようにきちっと住民にわかりやすいように書くのかということが、今整理ができたなら、話をしてもらった方がいいのではないかというふうに思うんですが、7月という日も入れるのかどうなのか。</p> <p>その入れ方ですね、こういうことを協議したと、協議会で決め、ただし書きを決めたという住民への周知の内容をもう一度復唱していただいたらありがたいと思うんです。</p>
<p>加古議長</p>	<p>協議会では、もう7月1日ということに決めたということにしてもええやん。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>いやいや、それは……。</p>
<p>加古議長</p>	<p>それはだめやと……。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それはまあちょっと早い。</p>
<p>加古議長</p>	<p>そやかて、言われんようにあれやん。これ、どないして発表するの。今、町長さん言っているように。発表できひんやないか。</p>
<p>岩波副会長</p>	<p>合併は17年3月31日までに行うものとする。ただし、今の法律の改正法が国会を通れば、改めて協議会で合併の期日を定めるとか、こういうことをつけ加え、申し合わせて、決定をしたということにして、住民に発表すべきじゃないかというふうに思うんですが。</p>
<p>加古議長</p>	<p>それは、協議会で話しよるといふようなとおり、住民が一人一</p>

<p>大前委員</p>	<p>人わかるかいうたら、そんなんわからへんさかいのう。それはもうはっきりとこの場所では決めたということは言うとかなんたら、言いようがない。</p> <p>(「ごろごろ変わるのやのうという……」の声あり)</p> <p>三木市民と吉川町民にわかるよう、今までのプロセスいうより、わかるように、合併協議会でこういうのわかっておっても、一般には伝わっていないですから、それをわかるように、何とか工夫をするということで、今、多分、町長さん、その話をされているんじゃないかという思いするんですが。</p>
<p>加古議長 大前委員</p>	<p>ただし、決定的なことは言えないと思うんですね。今……。</p> <p>いや、だから協議会で決めたというより……。</p> <p>それがありますから。</p>
<p>澤田幹事長</p>	<p>それでは、吉川町長さんのご意見を踏まえまして、この合併の今、期日を法律上変えることはできないんですよね。ないところに設定ができないということになりますから、合併は平成17年3月31日までに行うものとするとしながら、ただし書きをつけるような形としては、市町村の合併の特例に関する法律が改正された場合、再度協議をするということを入れまして、この再度協議する意味については、何かの注釈を入れて、それはこういう意味を持って協議をするというふうな形で公表させていただければ、十分見た人が理解いただけるかなと思うんですけれども、そういう取り扱いでそうしたらさせていただければ、お願いをしたいなと思いますが、どうでしょうか。</p>
<p>加古議長</p>	<p>それでは統一した説明にならん。住民の一人一人にわからへんわ。</p> <p>そやから、もっとざっくばらんに、新しい市は3月31日に決まったけれども、決まったのはええけれども、7月1日から実施されるとか、施行するのやとか、何か発足するのやとかいう表現しといた方がええのと違うか。法や何や言うたら、余計……。</p>

<p>澤田幹事長</p>	<p>今の協議の案文といたしましては、今言ったような形になるかと思うんですが、ですから、再協議をするについて、予定としては7月1日を想定をするというふうなことを今つけ加えて、公表するというのでさせていただくことであれば、可能であるというふうには思うんですが、今決めていただく規定の中に、明確に7月1日を想定するという事は、ちょっと書きづらいというふうに考えますので。</p> <p>しかし、わかるようには並行して公表をしていく、このように思いますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
<p>加古議長</p>	<p>だから、合併の期日は3月31日で、発足の日は7月1日やと、こういうことを言いよっているのやさかいに、それをわかりやすくしてもらったらいいわけや。そういうこっちゃな。</p>
<p>大前委員 加古議長 大前委員</p>	<p>ただ、7月1日にしておいて、一般市民……。</p> <p>予定や。</p> <p>ええ。必ずそれは総務大臣のあれによりまして、3カ月から4カ月かかるということですから、ちょっと余りかっちりしたことを逆に書きますと、ちょっと協議会においても苦しいところがあるんじゃないか。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ただ、先ほどから言ってますのは、やはり三木市の方と吉川町の町民の方と、一般の方にわかりやすく具体的にこういう方針、方向で進んでおりますよという、ずるく言えば、確定したら心苦しいから、絶対これですからと言われたら困りますんで、ずるく言えば、逃げ口も多少柔軟性を持たせたらどないかなという、私、一人の委員としてはそういう思いをいたしております。</p> <p>会長の言われるのは、本当に良心的で、僕も賛成なんですけど、今言いましたように、ちょっと苦しいところが協議会で出ていったら困るなという思いがいたしております。そういう思いです。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>またこの日を決めていただくのは、協議していただくことはある</p>

と思うんですが、その協議をしていただくことがあり、日があるということわかりますけれども、それはあくまでも両市町の議会の議決がなされるときに、その期日もあわせ協議なされると、またそれをもってご承認いただくと、こう存じますので、そのあたり、この協議会でそないに先に具合よう出してしまわんでも私はいいやないかと。

まだ3月31日までに県議会の議決をもらうまでに、両市町の議会で協議をしていただく。そのときに、日が7月1日になるのか、いや、またその時期であったらいつの時期がええのかということはお協議をいただいて、ご承認をいただくと、こういうことでできると思いますんで、だから何としても最終は両市町の議会の議決ですから、その点はひとつお互いに理解していながら進めなかったらいかなと思いますんで、その点、ご理解をいただければ。

だから、要は住民の方々によりわかりやすく簡潔に説明のできる方法、日を明示できる方法を考えて、広報、またメールなどでもわかっているようにすることが必要かなと。

もうかた苦しい法律の何や、改正があったら何とかかんとかって、そんなことばかり言うておったらどうもしょうがないんで、住民の方はそんなこと余り気にしとってやおまへんさかいに、そこらあたりはどうかなと思うんですけれどもね。

それなら、そういうことでご理解をいただく……。

いろいろとご議論をいただいておりますので、ですから、本日の決定事項につきましては、言いましたような形をお願いをさせていただいて、これも一つ、幹事会としてのご提案になるかもわかりませんけれども、いずれにしても、国の法律が改正をされたということになりましたら、その一番近い協議会で提案をさせていただいて、ご論議をいただくと。また、そこでどんな形を決定していくかということについてご論議をいただくということも前提で確認をいただければありがたいかと、このように思います。

澤田幹事長

<p>加古議長</p>	<p>そういうことで、市民、町民の方がいつの合併を予定をして、これが進められておるかということにつきましては、広報に十分明確に説明をしていきたいと、このように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、ほかにご意見ございませんか。</p> <p>ご発言がないようでしたら、この協議第11号につきましても、4分の3の賛成が必要であると、このようになっておりますので、ただいまから採決させていただくわけですが、前10号議案と同じように挙手によって採決をさせていただくと、こういうことにしてよろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>加古議長</p>	<p>それでは、協議第11号につきましては、原案に賛成の委員の皆さん方について、挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございました。協議第11号 合併の期日につきましては、原案に賛成の方が全員でございますので、決定をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第12号の新市の名称につきまして、ご協議をお願いいたします。</p> <p>説明、お願いします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第12号 新市の名称についての説明を申し上げます。</p> <p>資料19ページをお開きください。</p> <p>協議内容といたしまして、新市の名称は三木市とするというものでございます。</p> <p>次の20ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>20ページのところでは、調整内容ということでございますけれども、これは三木市と吉川町の現況ということで、名称に関する経緯といたしまして、三木市が昭和29年6月1日に三木町、別所村</p>

<p>加古議長</p>	<p>村、細川村、口吉川村が合体いたしまして三木市となったということ、また昭和29年7月1日には志染村が合体し、現在の三木市となっておるということ。また、吉川町の方におきましては、昭和30年7月1日に奥吉川村、中吉川村、北谷村が合体をし、現在の吉川町となっておるものでございます。</p> <p>また、右側につきましては、先進事例を挙げてございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>この12号につきまして、新市の名称についてのご質問なり、またご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問なりがないようでございますので、ご発言がないものとしたしまして、採決をさせていただきたいと存じます。</p> <p>つきましては、前の議案と同じように、重要項目でもございますので、4分の3以上の賛成が必要である、ということでもございます。</p> <p>この協議第12号の新市の名称につきましては、原案のとおり、新市の名称は三木市とするということで賛成の皆さん方の挙手をお願いいたしたいと存じます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。賛成全員でございますので、賛成いただきました。原案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>それでは、次に協議事項第13の新市の事務所の位置につきまして、ご審議をお願いいたします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第13号 新市の事務所の位置についてでございますけれども、資料の21ページをお開きください。</p> <p>提案といたしましては、新市の事務所の位置は、現三木市役所(三木市上の丸町10番30号)とする。2として、現吉川町役場については、支所とするというものでございます。</p> <p>参考までに、22ページをお開きください。</p>

	<p>22ページにつきましては、調整内容ということで掲げておりますけれども、新市の事務所の位置についての先進事例を出させていただいております。</p> <p>通常、編入合併の場合、編入する市の事務所とすることが一般的となっております。また、編入される市町村が支所とされているのが先進事例ということでございます。</p> <p>参考までにご説明をさせていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
加古議長	<p>協議第13号の新市の事務所の位置につきまして、ご質問またご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
西原委員	<p>吉川町の西原と申します。</p> <p>ただいま説明をいただきました支所方式でございまして、吉川町の住民が今、一番心配をいたしておりますのは、新市の庁舎まで、大変離れたところだと20数キロの距離がございまして、今まであったサービスが一番どのようになるかという不安の部分を持っておるわけでございます。</p> <p>その中で、先進事例にもありますとおり、支所を残すということで、その分については大変ありがたいと思っておりますけれども、23ページの一番下の方の部分で、方式につきまして、総合支所方式というような説明が書いてございます。これは、大変業務の内容、いろいろな部分、すり合わせなり検討しなければいけない部分がたくさんあると思うんですけれども、住民としましては、距離ですとか、それから住民の利用の考慮を考えて、吉川の支所を、できるだけ総合支所方式という書き方がしてある、このような方向に持っていく協議を賜りたいと切に思っているところでございます。</p>
加古議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今のご質問に説明。</p>
小谷事務局長	<p>23ページの説明のところ、関連してご質問があったわけで</p>



<p>加古議長 西原委員 加古議長 西山委員</p>	<p>ざいますけれども、これの事務所の位置ということで、3つの方式が書いてございます。これはあくまでも一般的な方式を挙げておるものでございまして、三木市、吉川町の場合、どういう総合方式がいいのかということは、もちろんこれからいろいろ協議をさせていただきまして、決定をいただくわけでございますけれども、三木市と吉川町につきましては、必ずしもこの3つの方式にこだわらずに、実情に応じて、また吉川町さんのご意見、ご要望、将来を展望したまちづくりのあり方などを総合して検討していくべきものではないかなというふうに思っております。</p> <p>十分わかりましたですか。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>どうぞ。</p> <p>西山です。</p> <p>加えて、先ほど申し上げていることでおわかりになるんですが、現地解決型といいますか、そういう方式がもしとれば、住民の意見を吸い上げやすい、住民の意見を聞き、集約する、そういった方式がもし支所に残せるならば、本当に我々としてはこの上ない、このような願いもいたすところでございます。よろしくご審議願います。</p>
<p>加古議長 澤田幹事長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>何か言うことある。</p> <p>それでは、この関係につきましても、幹事会の方で現在、検討を進めている状況につきまして申し上げておきたいと思えます。</p> <p>この庁舎方式、支所方式でございますけれども、非常に重要な案件であるというふうに認識をいたしております。</p> <p>したがって、ここには3つの方式ということで、簡潔に内容をしておりますけれども、実際にどのような形がいいのかということになりますと、町は町の今の行政の秩序、三木市におきましても、三木市の組織体制ということを十分検討をして、あるべき形を</p>

加古議長	<p>考えなければならないという考えであります。</p> <p>そういう中で、吉川町は吉川町として指定をいたしましたコンサルタント、これは三木市と共通でございますが、客観的にどういう形がいいのかなということで、吉川町内での意見も聴取をそれぞれの部門でされておる。三木市は三木市で、やはりそういう部門聴取をするという形をとっております。</p> <p>その中でよりよい方法、特に吉川町におかれましては、住民サービス窓口関係については、それが合併したことによって非常に低下を来すというようなことが絶対あってはならないということがございますので、そういうことも含めながら、だからといって、今の吉川の町役場の形をそのまま置いておくというわけにもいかないわけでございますし、合併という一つの効果、成果というものを組織としてどうしていくかということも考える必要があるということで、今のところはまだ具体的にどう振り分けるかというところまではもちろんいっておりませんが、慎重に検討をし、客観的な意見は意見として出ますけれども、これは政治的にも十分調整をして、この協議会でもご意見を聞いて、最終的には結論を出さなければならないと、このように思っておりますので、具体化につきましては、いましばらく検討を続けていきたい。また、その段階では、また案についても協議をいただきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>一応ご理解いただけましたでしょうか。</p> <p>ご指摘いただきましたように、正直なところ吉川町だけじゃございません。三木市にあっても、正直、そんなに窓口で全部解決できるかといったら、なかなかよう解決しないのが行政のまだ力です。</p> <p>ということは、住民の皆さん方の声が、すぐ解決できることと、なかなか問題があって解決できないものもある。そしてまた、窓口を私の担当やない言うてつき回してしもうても、もう何日暮れても</p>
------	---

何にも返事もせえへんという、こんな現状もあるわけですから、これは吉川町だけの問題じゃなくして、三木市でもそんなことがございますんで、そんなことの一つでも少ないように、住民のご意見なり要望、そしてまた答えを出さなきゃならないものについては、できるだけ早く答えの出せるような、この体制は行政として大事なことでと私は思っております。

だから、吉川町で今のお話のように、現地解決ができるようなもの、そのものについては、担当の方がたらい回しをせずに、窓口で処理できるような形をとっていただけるように、職員の研修はもとより、職員を監督する者としても、それをやっていかなんと思っておりますんで、お互いに行政マンとしては、それは努力しなきゃならん事柄であると思っておりますので、今、ご意見を聞きいたしました事柄を十分支所機能に反映できる形で支所を設置するということにしたらいんじゃないかなと思うんですが、なかなか何日かからんことには、協議もせないかん、何もせないかんいうふうになつたらなかなかいけませんし、窓口ですぐ事務的にできることでもつき回してしもうたら、もう余計できなくなりますので、そこら当たり、非常に微妙なものがあるんで、十分と我々としても気を配りながらいかんやいかんなどは思っております。

そのほかございませんか。

ご質問がないようでしたら、採決をさせていただきたい、このように存じます。

つきましては、この協議第13号につきましても、重要項目でもございますので、4分の3以上の賛成をもって決定をしたいと存じます。前議案と同じように、挙手によって採決をさせていただきます。

この協議第13号の新市の事務所の位置につきまして、1、2も含めましての賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

加古議長	<p>ありがとうございます。挙手多数でございますので、原案のとおり賛成をいただきました。ありがとうございます。</p> <p>次に、協議第14号 財産及び債務の取り扱いにつきまして、ご協議をお願いいたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
小谷事務局長	<p>それでは、24ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第14号 財産及び債務の取り扱いについて。財産及び債務の取り扱いについては、次のとおりとするということでございまして、美囊郡吉川町の所有する財産、施設及び債務は、すべて三木市に引き継ぐものとするということでございます。</p> <p>参考までに、次の25ページをお開きください。</p> <p>この25ページは、調整内容ということの資料でございますけれども、現況といたしまして、三木市と吉川町の、これは14年度末ということですが、財産、債務の状況をあらわしております。</p> <p>また、26ページでは、先進事例といたしまして、編入合併の調整内容を掲げてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
加古議長	<p>協議第14号につきましてのご質問なりご意見等について、ご発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
安福委員	<p>前回のときにもちょっと吉川の方がおっしゃっていたと思うんですが、14年度の現況表が添付されておりますけれども、15年度も過ぎまして、現在、16年度の予算も組まれて進行している中、基金の取り崩し、起債の発行など、現時点で正確な金額を示していただけないでしょうかと思ひまして。無理でしょうか。</p>
加古議長 澤田幹事長	<p>説明願います。</p> <p>この財産の内容のあらわしている時点、14年度末ということになっております。言われるとおり、もう15年度、3月31日で会計年度は終わっております。したがって、それで正確な数字が出</p>

	<p>るのではないかということなのですが、実際には出納閉鎖というのがございまして、会計年度が終わった後、2カ月間の間に収入とか支出をもう既に決定をしているもの、3月末までに決定をしているものの精算をするその期間というものがございまして。いわゆる出納閉鎖期間というのがありますので、まだ決算はできておりません。したがって、15年度の決算につきましては、6月以降に確定をするということになります。</p> <p>したがって、この数値が正確な数値であると言われると、そうではないと。あくまでも14年度末ということでありまして、協議会には、決算の確定があれば、その時点でももちろん数値を明らかにさせていただきたいと思っておりますし、実際の財産の状況につきましては、合併の時期、これが最終的にはいつになるかということ、また今後決めていただくわけですが、その時期における財産の実態でそれを譲渡する、引き渡しするということになりますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、決算の正確なものが出ましたら、報告をさせていただくということをご理解いただきたいと思います。</p>
加古議長	ほかにございせんか。
亀井委員	はい、どうぞ。
小谷事務局長	吉川町の亀井です。
加古議長	そのときに、三木と吉川町の住民が使用する施設などもちょっと載せていただければありがたいと思うんですけども。
	今の質問でございせんけれども、そういう施設面につきましても、可能な範囲で資料を提供させていただきたいと思っております。
	それでは、質問もないようございせんけれども、今のご質問なり等がございましたように、財産につきましては、今は昨年3月31日現在であると。こういう、確実に言えばそういうことですが、もう二、三月しますと15年度の決算ができ、一応の決算見込みが立つわけですが、だから、そういうことからいいますと、財産につき

加古議長	<p>まして、ご意見もいただきましたように、それぞれのできるだけ詳細な施設の内容等々も出しながら、確定というよりも、協議をいただいた財産はこういうものであったということが、少なくとも本年の11月末ぐらいには説明できるように、そして、それは両議会にも説明し、議会でも十分ご審議をいただいておりますと、このように存じますので、そのあたりについては、今後、できるだけ詳細に、決算のできたやつは議会の承認をいただいておりますのではつきりしますが、途中の過程については、できるだけ途中としての詳細なものを議会にも説明し、この協議会にも説明しながら、ご理解をいただいておりますようにしていきたい、こう存じますので、そのあたりまで、またいろいろとこの辺の項目等々につきましては、この場で決定はさせていただきますけれども、詳しいものを説明できるようにすることを私の方からお約束をし、合併なら合併の議決に処していきたいと、こう存じますので、よろしくご理解を賜ればと思うわけでございます。</p> <p>それでは、ただいまご質問なりご意見をいただきました内容等々につきまして、採決をさせていただきます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第14号の財産及び債務の取り扱いにつきましては、吉川町さんが所有されております財産、施設及び債務について三木市に引き継ぐと、この項目について、賛成の方々の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。挙手全員でございますので、14号の財産、債務の取り扱いにつきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第15号 条例・規則の取り扱いについてをご協議願います。</p> <p>内容の説明を願います。</p>
------	---

<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、27ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第15号 条例・規則等の取り扱いについてでございます。</p> <p>条例・規則等の取り扱いについては、次のとおりとするということで、条例・規則等は三木市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例・規則等の新規制定、一部改正等を行うものとするということでございます。</p> <p>次の28ページをお開きください。</p> <p>28ページでは調整内容ということで、特に留意事項というところでございますけれども、編入合併の場合、編入される市町村の法人格が消滅するので、当該条例・規則等はすべて失効し、新市等の条例・規則等が施行されることとなります。</p> <p>ただし、編入する市町村は、合併協議会によって定められた各種特例のうち、条例で定める必要のあるものの処理、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例・規則等の新規制定や一部改正等の整備を行いますというものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>説明が終わったわけですが、ご質問なり、またご意見、お伺いをいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>田中委員</p>	<p>吉川町の田中です。</p> <p>条例・規則等につきましては、編入合併である以上、三木市さんの条例・規則を使うのは当然のことであると思います。</p> <p>しかしながら、これをここに協議会というものが終わったらすぐに条例改正等がなされると思うんですけれども、それは吉川町と合併する以上、三木市の規則・条例を変更するのは膨大な資料になってくるんじゃないか、こういうふうに思うんですね。</p> <p>まして、今度、条例・規則にないことは行政はやれないことになっています。ですから、この条例・規則の取り扱い、その資料ができ上がった後の議会の審議、そういうものはどういう形でなされ</p>

<p>加古議長</p>	<p>るのか、その辺をお聞かせ願います。</p>
<p>藤田事務局次長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>説明。</p> <p>事務局の藤田でございます。</p> <p>聞かせていただいておりますのは、吉川町の方は条例が失効するということでございますので、新市の始まる前に、三木市議会さんの方で吉川町の方がちゃんと機能するような形での条例改正をしていただくことになろうかと思えます。</p> <p>おっしゃるように、膨大な条例改正になるようでございます。吉川町の施設すべて、三木さんに引き取っていただかなくてはいけませんので、設置条例でありますとか、管理条例等々、また吉川町のことを残そうと、またこれは吉川町の方のことを生かそうということにつきましても、それぞれの条例で承認をしていただくこととなりますので、ちょっと今度のきょうの関係で編入というのが決まりましたので、膨大な量になりますので、早い時期から随時準備していくという段取りにしておりますので、これは半年、1年では大変かと思えますけれども、両市町の条例の担当に寄っていただきまして、準備する段取りは、スタートは用意しておりますので、随時準備していただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ほかにご質問ございませんか。ご発言ございませんか。</p> <p>ご発言がないようでしたら、採決をいたしたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第15号の条例・規則の取り扱いにつきましては、原案のとおり承認することに賛成の方々の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、協議第15号 条例・規則等の取り扱いにつきましては、原案のとおり</p>



<p>小谷事務局長</p>	<p>決定をいたしました。</p> <p>次に、協議第16号 町・字の区域及び名称の取り扱いにつきまして、ご審議をお願いいたします。</p> <p>内容について説明を願います。</p> <p>それでは、29ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第16号 町・字の区域及び名称の取り扱いについて。町・字の区域及び名称の取り扱いについては、次のとおりとするということで、1つとして、三木市及び吉川町の大字または字の区域については現行のとおりとする。2つといたしまして、三木市の大字名及び字名は現行のとおりとする。3つとして、吉川町の大字名は、現行の大字名の前に現町名（吉川町）を付した大字名とし、字名については現行のとおりとするということでございます。</p> <p>参考までに、次の30ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>調整内容の資料としてつけさせていただいておりますけれども、特に三木市、また吉川町の事例をちょっと挙げさせていただいておりますけれども、三木市側でいきますと、新市における例といたしまして、これはもちろん福井という地名があるわけですが、これの例を挙げております。</p> <p>三木市側は三木市福井ということで変更がございません。また、吉川町の方は、新市になった場合、現在の美囊郡吉川町福井が、三木市吉川町福井という、こういう例を挙げさせていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>説明が終わったわけでございます。</p> <p>ご質問等ございましたら、ご発言を願います。</p> <p>はい。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>三木の宮脇でございます。</p> <p>これはこのとおりで結構でございますんですけども、実は三木の自由が丘、緑が丘、青山、これが底地が志染町であるという</p>

<p>加古議長</p> <p>澤田幹事長</p>	<p>ころで、今、三木市志染町緑が丘何丁目というようなことになっておるわけですね。ちょうど合併を契機にして、4年ほど前にも、緑が丘、自由が丘のお方から、志染町の底地を取ってもらって、三木市緑が丘町何丁目、三木市自由が丘町何丁目というようにしてもらえないだろうかというようなことが4年ほど前に提起がありまして、私も当時、別所の方の区長協議会をまとめておりましたので、るる別所の方へ相談しながら、回答書も出したんですけども、その後、何ら役所の方からは結果がどうやったという返事がないわけでありまして、そういう声が自由が丘、緑が丘、青山の方にある以上、これ、合併を契機にして、志染町という底地を外してあげたらいかがかかと、こう思うわけでございますけれども、いかがでございますか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>説明できるんだったら、して。</p> <p>澤田でございます。</p> <p>今のご意見、今言われましたように、緑が丘につきましては、もう緑が丘町となっておりますので、志染町はございません。しかし、自由が丘と青山につきましては、まだ頭に志染町ということになっております。</p> <p>そういうことで、そういう論議があることも十分承知をしておりますし、市としても、全体の自治会区のあり方については、内部的には検討もしておりますけれども、先日行われました三木市の議会の調査特別委員会の中でも、そういう形を考えられないかという意見もございました。</p> <p>そのときお答えいたしましたのは、自由が丘と、それから青山という形に、それではこの際志染町というものを取ったものを一体的にできるのかということになりますと、技術的にはいいかもわかりませんが、ただ、広野という地域がございます。ここは志染町広野でございますので、その中が抜けてしまいますと、広野だけ</p>
--------------------------	--

	<p>が志染町の飛地としてになってしまうというふうなこともございまして、やっぱり広野の今度町区変更も含めなきゃならない。広野といいますが、ちょうど志染駅の周辺は小林地区、別所ですか、それから三木地区もそこに集中してきておるといことになりますので、広野だけを単独でということについては、適切であるかどうかということもございまして、そういうことを含めて、大きな課題としては十分認識をしておるといことでは言いましたけれども、しかし、この合併の中で一緒にやろうとすれば、非常に決められた期間の短期間の中でそれができるかなといこと、非常に難しいんじゃないか。課題は課題として十分認識をし、今後としては、それは無視できないことであるけれども、合併の場合は、できるだけシンプルに町名を設定をして、課題は課題として、また別個にやっていくといことにさせていただく方がいいんじゃないかといこと、特別委員会でお答えをした経緯がございまして。</p> <p>そういうこととございまして、十分に宮脇委員さんの考えについては認識をしておりますけれども、今ここに一体的にといことについては、難しいといふうにご考えております。申しわけございません。</p> <p>いや、わかりましたです。</p> <p>それは何かいな。もう難しいからやめとくといふうな返事になるのか、そこら、もうちょっと、シンプルやとか何か言うてやな、かしまった物の言い方するけれども、ほんまに意見を聞こうとする、それを難しい。何も難しくない。量が多いさかいに忙しいといことだけのことで、そんな説明はおかしいのと違うか。</p> <p>市長から直接言われますと、非常に立場上厳しいわけですけども……。</p> <p>それは、議会の形式的な話……。</p> <p>確かに、課題といことについては、今申し上げたとおりでありますので、これはもう、これはこれとして、十分検討はさせてい</p>
<p>宮脇委員 加古議長</p>	
<p>澤田幹事長</p>	
<p>加古議長 澤田幹事長</p>	

<p>加古議長 宮脇委員</p>	<p>ただくことはやぶさかではないと。</p> <p>しかし、一緒にできるかどうかということについては、事務的処理とあわせてしていきたいと思いますが、きょう提案いたしておりますのは、一番シンプルな形でお願いをしておるということですので、並行して検討は進めさせていただきたい、このように思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>宮脇委員、結構ですか。</p> <p>いやいや、それはそれで結構です。</p> <p>ただ、合併のね、三木市もこれ、市制50周年を迎えますし、吉川町とのめでたく合併というような経緯もありますので、前から検討されておるやに今、言われましたし、住民のアンケートもとられておるとは思いますし、この際に、決して一緒くたというわけやないんですけれども、スタートとしてはいいんじゃないかなと、こう思うたもんですから、発言したわけでございます。</p> <p>善処して検討するという役所言葉でありますので、期待は余りしておりませんけれども。</p> <p>(「期待しておきましょう。大いに期待しておきましょう」の声あり)</p>
<p>澤田幹事長 加古議長</p>	<p>申しわけありません。</p> <p>今も三木市内のことですから、えらい非常に申しわけないわけですが、十分と心いたしまして、議会と十分相談させていただきながら、また自治会とも、区長協議会とも相談をさせていただきながら、三木市内のことについては善処するよう、前向きに努力するようにはいたしたいと思います。</p> <p>では、吉川町さんの美囊郡がなくなるという形での町と大字、字の決定につきまして、ご質問がなければ、ご発言がなければ、採決をさせていただこうと存じます。</p> <p>つきましては、この協議第16号の町・字の区域及び名称の取り扱いにつきましては、原案について賛成の皆さん方の挙手をお願い</p>

<p>加古議長</p>	<p>いたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。それでは、挙手全員でございますので、16号につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>何やもたもたいたしまして、非常に時間がなくなったわけでございますが、このあたりでしばらく休憩させていただいたらと存じますが、ご理解いただけますか。</p>
<p>加古議長</p>	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは、15分まで休憩と、こういうことでお願いをいたします。</p> <p>休憩 午後3時05分</p> <p>再開 午後3時15分</p>
<p>加古議長</p>	<p>それでは、おそろいのようにございますので、会議を再開させていただきます。</p> <p>次に、提案事項に入らせていただくわけでございますが、提案事項の17号 新市建設計画、新市まちづくり計画策定方針についてをご協議願います。</p> <p>内容につきましてご説明願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、31ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>提案第17号 新市建設計画、新市まちづくり計画策定方針についてということで、新市建設計画、新市まちづくり計画策定方針について、別紙のとおり提案するというご提案をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、32ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>32ページのところでは、新市建設計画の策定方針ということで説明をさせていただいておるわけですけれども、この新市建設計画</p>

とは何かということでございますけれども、これは、合併後の新市のマスタープランとして、新市の総合計画の基本構想的な位置づけを担うものでございます。

つまり、合併する市町村は、新しいまちとして一体的に発展していくためには、どのような方向性でまちづくりを行っていくのか、地域住民の将来にビジョンを示す大切なものでございまして、その内容は合併協議会が策定するものでございます。

合併特例法で定める合併特例債などの財政支援措置を受けるためには、この計画の中で事業計画を主要事業として位置づけておく必要がございます。

それでは、32ページのこの方針につきまして、一応読み上げをさせていただきます。

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）により策定する新市建設計画について、以下の方針で取り組むものとする。

1つとして、新市建設計画の趣旨と位置づけ。本計画は、三木市、吉川町合併後のまちづくりを進めるに当たって、住民福祉の向上や地域の均衡ある発展と一体性の醸成を図るため、望ましい方向や将来像を示す指針となるものであるとともに、合併の適否の判断材料となるものでございます。また、本計画の内容につきましては、合併後の新市において策定される総合計画に引き継ぐものとするものでございます。

2番としまして、新市建設計画の内容として、1つ、計画の対象地域は、三木市、吉川町の地域とするということ。また、2つ目として、本計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10力年とするということ。3つとして、本計画における主な策定項目は以下のとおりとするということで、新市建設計画策定の背景と方針、また新市の概況、新市建設の基本方針、新市の施策、公共施設の適正配置と整備、財政計画というものでございます。

3つとして、計画策定上の留意事項といたしまして、1点、三

	<p>木市総合計画及び吉川町総合計画の内容を踏まえつつ、合併のメリットを生かしながら、新市としての新しいまちづくりの方向性を示す内容とする。2つとして、中長期的な展望に立った新市の望ましい方向性や将来像を提示するとともに、新市において地域の一体性が十分に醸成され、地域内の均衡ある発展が可能となるような内容とすること。3つとして、本計画に位置づける施策、事業等については、住民サービスの充実を図るとともに、新市の健全かつ合理的な財政運営を推進する観点から、真に必要なものについて選定し、過剰に見積もることのなように留意する。4つとして、住民ニーズの反映の仕組みや本質的な行財政体制の確立など、地方分権への対応や行財政改革に資するよう配慮する。</p> <p>大きな4つとしまして、住民意向の反映。計画の策定過程において、住民意識調査の実施や両市町住民への情報提供を積極的に行い、その意向の把握と反映に努めるものとするということをごさいます。おおむねこのような方針で臨みたいという案をごさいます。この計画策定方針について、皆さん方の決定をいただきたいというものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま説明が終わったわけでございます。</p> <p>ご質問なり、またご意見等、発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>吉川町の高橋でございます。</p> <p>今、新市都市計画の中で、地域の一体性が十分に醸成されて、地域内の均衡ある発展が可能となるというふうなことで、本当に期待ができる都市計画ができたらいいなと思うんですが、その中で、新市建設計画の趣旨と位置づけの中で、合併の適否の判断材料となるものであるという文言がございますが、この合併の適否の判断というのは、どのような手法、方法でもってされるのでしょうか。お願いします。</p>
加古議長	
高橋委員	

加古議長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>説明願います。</p>
梨原計画係長	<p>事務局の梨原と申します。</p>
	<p>ただいまのご質問につきましてお答えいたします。</p>
	<p>まず、新市建設計画と申しますのは、合併特例法の第5条に明記されておりまして、そこに合併市町村の建設の基本方針をつくっていくというふうな内容でございます。</p>
	<p>その中で、合併の適否と申しますのは、合併をすることによって、一体性、また、その将来性を十分に見込んだ、そういう計画でなければならないと。もしそういう方向に新市建設計画ができない場合、また、それによって財政計画が立てられないような計画であってはならないと。そういうことを今後協議していただくと。そういう中で、合併の適否をこの協議会の中で十分にご協議いただくと、そういう意味でございます。</p>
	<p>以上です。</p>
加古議長	<p>はい、どうぞ。</p>
宮脇委員	<p>宮脇です。</p>
	<p>特例債というのは何ほほど。</p>
梨原計画係長	<p>ただいまのご質問にお答えいたします。</p>
	<p>特例債と申しますのは、まず新しい市になって事業を行いますと、その事業費の95%を、それを起債として受けることができます。そして、その95%のうちの70%が交付税措置がされるということになります。ですから、端的に申しますと、事業費の約3分の2が交付税措置されると、そういう内容でございます。</p>
	<p>額は、三木市と吉川町合わせますと、約151億円というふうなことになっております。</p>
宮脇委員	<p>ありがとうございました。</p>
加古議長	<p>ほか。</p>
	<p>もうちょっと、わかりにくいけれども、おまえ。もうちょっと</p>



<p>梨原計画係長 大前委員 加古議員 高橋委員</p>	<p>おまえ……。</p> <p>ぶっちゃけたところ言うたらいいですか。</p> <p>素人やから。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>ちょっと平たく申し上げまして、合併の適否ということで、合併の否となる判断というものは、どのような形であるものと考えられるんですか。</p>
<p>梨原計画係長</p>	<p>端的に申しますと、合併することによって、その市が破綻してしまうというようなことがあってはだめだということでございます。</p> <p>だから、合併することによって、いろいろな施策を講じまして、それが将来の財政的にも大きな負担となってしまうこととなるような計画はだめだということでございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>余計なことかと思うんですが、合併の適否いうたら、住民側から見て、この合併はいいか悪いかという、これも大事ですが、指導する国の立場から言えば、住民が、言ってみれば、この協議会で住民の意向を全部くみ上げてきて、新市計画をつくったと。ところが、その計画が、逆に全部やったらもう破綻してしもうて、150億円言っておるけれども、150億円どころか200億円も使うてもうて、あと、破綻してしもうて、何もできんようになってしもうたと、こういうことになったらいかん。また、財政的にもやりにくいんやったらいかんという、これは両面から物事を考えていかざるを得ない計画になると。</p> <p>だから、計画についても、どちらから見ても適正やと言えるような、住民の意向は酌みながらも、それをやって財政的に破綻しないような形で進めていかないかんという、こんなことからいうと、正直なところ、過剰なと言うよりも、今の時代、そんなことはないと思いますけれども、より大勢の人、将来まちづくりはこういう方向でやったらいいんやということの計画ができるようにしていただいたらありがたいなと。</p>

澤田幹事長

50年前を思い出しますと、三木市も初めて誕生して、もう2年ほどで破綻してしまいましたからね。再建団体に落ち込んで、もう7年計画を立ててやったけれども、それは2年ほどでまた復活しましたけれども、そういうことはあることは事実ございましたが、今はかさも大きくなったさかい、そないなことじゃないけれども、また、やりたいもの、非常に今みたいに整備はできておらんから、それはせんなんことはたくさんあったということも事実ですし、もう確かにそのあたりの新市建設計画の中で、せないかんし、やったらどうやということについて、十分にご意向を聞きながら決めていただくことがありがたいのと、こういうことやないかなと思うんですけれどもね。

その項目については、もうずっと順番にありますようなこと、だからアンケート調査やとかいろいろなことについて、十分と意向を聞きながら、計画を立てていかないかんことも事実でございます。

それで、この計画のもっと具体的に、ここの適否の判断言われるさかいに、おまえ、ほんまに判断するって、どんな計画をつくるのかいうことをもっと出さないかんのと違うか。

それでは、私の方から。

ちょっとこれについては明確な回答になっておりませんで。

これは、あくまでも新市計画というのは、この委員会の事務局サイドで最大限調整をして、またコンサルタントの意見も聞きながら、あるべき新市計画というものを案としてつくるということでございます。それを委員会に提示をさせていただく。その趣旨、目的につきましては、明確にここに出しておりますから、新しい市計画にもし反するようなことになるのではないかということであれば、この委員会の中でチェックをしていただく。むしろ望ましくないということであれば、適当な修正もいただくというふうな形で、この委員会で審査、協議をいただいて、よりよいものにつくるということでございますので、これは、それがあったから、もう合併はやめや

<p>加古議長 西本委員</p>	<p>というような否定的なものではないというふうに理解をいたしております。</p> <p>これが、あくまでもきょうは次の提案の説明でございますので、もっと正確にこの意味につきましても、次回、正式提案の段階では明確に申し上げたいと思いますが、我々としてはそういうふうに理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>西本です。</p> <p>策定上の留意事項にも示されておりますけれども、三木市、それから吉川町のそれぞれの総合計画というものが、一部見直しされた中でも議会で承認されていると思うんですね。そういったものを、現状として、それぞれ合併するかしないかは別として、総合計画があつて進められているわけです。</p> <p>だから、そういった面で、両方折衷案ということではないと思ひますけれども、この協議する段階に当たつて、それぞれ市町のいわゆる検討する総合計画の内容を示すようなものを事前に提示していただくのかどうかということをお尋ねしたいと思ひます。</p>
<p>加古議長 澤田幹事長</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>新市計画の関係で、それぞれ市町に今現在、総合計画を持っております。吉川町にもすばらしい総合計画をお持ちでございます。当然、新市計画を策定するにつきましては、十分それぞれの計画というものは踏まえてやらなければならないということではありますが、ただ、この新市計画が総合計画と同じものであるということについては、そうではないわけございまして、あくまでも市町が合併をして、その市町が一体的に将来の発展が望めるような計画が新市計画でございますので、さらに、新しい市として全体的な行政計画というものにつきましては、これをベースにして、再度見直しの総合計画が必要であるというふうに考えておりますので、今提案させていただくのは、あくまでも市町が合併をして、その市町が一体的に</p>

<p>加古議長 西本委員</p>	<p>発展をしていく、その方策を明らかにしたいと、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>はい。</p> <p>今、助役さんおっしゃたとおりなんですけれども、この合併するに当たって、ここで協議をするわけですので、現実、現時点のそれぞれの市町の総合計画のいわゆる骨子といいますか、中を見らしめるいうものを十分知らなかったら、お互いに理解ができないんじゃないかという点もありますので、そういう資料のご提示いただくのかどうかという質問をしたわけです。</p>
<p>澤田幹事長</p>	<p>言いましたように、もちろん総合計画を別にしたもので、踏まえたものであるということは間違いのないわけでございます。</p> <p>その前提として、協議会としては、少なくとも総合計画の概略といいますか、概要ということは承知をするために資料がということでございますので、これにつきましては、三木市には概要版というのがございますので、直ちに……。</p> <p>(「ございます」の声あり)</p>
<p>澤田幹事長</p>	<p>そうですか。吉川町の方も概要版がございますので、それについては、資料として、次回提出をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、事務局の方からちょっとこの件について補足説明をさせていただきたいと思えます。</p> <p>資料の34ページをお開きをいただきたいと思えます。</p> <p>この34ページにおきましては、新市建設計画の取りまとめについてということで、スケジュール的なものを示させていただいております。その内容について、ちょっと説明をさせていただきたいと思えます。</p> <p>まず、4月の今現在ですけれども、前回承認をいただきました新市建設計画にかかわりますアンケートを実施をいたしまして、集計、分析でき次第、協議会にご報告をし、考察を願うことといたし</p>

	<p>たいと思っております。</p> <p>その期間中におきまして、三木市、吉川町におきまして、新市建設計画に盛り込むべき事業案を取りまとめていきまして、アンケートの考察を考慮いたしまして、新しいまちづくり計画の素案を策定をしながら、この協議会において審議いただくこととなります。</p> <p>また、その素案ができた段階で、財政計画との整合性を図る調整も行いながら、県知事との事前協議を行う必要がございます。その間にも、協議会において随時報告を行いながら、計画づくりをまとめていきたいと考えております。その後、県との正式協議を進めるということになるかと思っております。</p> <p>以上、簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。</p>
<p>加古議長 大前委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>アンケートはいつから実施される予定なんですかね。アンケート。</p> <p>ただ、この矢印からいくと、4月中旬ぐらいか下旬の間ぐらいかなという思いがしているんですが、今のところどういう日程になっておるのでしょうか。</p>
<p>梨原計画係長</p>	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>アンケートにつきましては、4月26日発送の予定をいたしております。それで、回収が5月10日ぐらいに回収という形で発送をさせていただきます予定にいたしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>加古議長 岩波副会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>岩波です。</p> <p>この行程からいくと、この協議会に案として出てくるのは、次の次というふうに考えたらいいんですかな。次は5月ですから、6月の会に出てくるのでしょうか。事務局としては、そういう予定の段取りですか。</p>
<p>梨原計画係長</p>	<p>ただいまの質問にお答えいたしますと、今言われましたように、</p>

梨原計画係長	<p>5月で事業の取りまとめ、整理等を行いまして、6月の協議会で建設計画案として素案を出させていただきたいというふうに考えております。</p> <p>(「アンケート」の声あり)</p> <p>アンケートにつきまして、一応5月中に集計を終えまして、その結果を踏まえ、新市建設計画に反映させたものが6月の協議会に提案させていただけるものと思っております。</p>
加古議長	<p>(「早いな」の声あり)</p> <p>それでは、ほかにございませんか。</p>
加古議長	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>ないようでございますので、提案説明させていただきました新市建設計画につきましては、一応の概略、今から具体的なものをまたここに説明させていただき、ご協議いただくことになろうかと思っておりますので、その節まで十分とまた練っておいていただいたらありがたいかと、こういう思いでございます。</p> <p>ほかに何か。</p> <p>ないようでございますので、次に移らせていただきまして、その他ということについての説明なり連絡をさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
小谷事務局長	<p>それでは、事務局の方から、その他ということで、あとの日程的なことをご説明、ご報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、次回、第3回の協議会でございますけれども、その日時につきましては、5月24日、月曜日、午後1時30分から、今度は吉川町さんの方で開かせていただきたいと思います。吉川町総合中央活動センター研修館の講習室で開かせていただきたいと思います。</p> <p>また、第4回目といたしましては、これは予定でございますけれども、6月25日、金曜日、午後1時30分から三木市の方で開催をさせていただきたいと思っております。場所については、一応市役所の方</p>

	<p>の5階の会議室を予定をいたしております。</p> <p>皆さん方におかれましては、非常にご多忙な皆さん方ばかりでございますので、日程調整方、よろしくお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>また、次回、吉川町さんの方で開かせていただくわけですが、活動センターの資料、それぞれ1枚物を配らせていただいております。略図でございますけれども、これを参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>もしおわかりにならなければ、事務局の方にまたお問い合わせいただければ、ご説明させていただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま、その他の件で、次回、3回、4回の予定を連絡させていただきましたが、何かご質問ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、一応予定をいたしておりますので、またお忙しい中ではございますが、よろしくご協力のほどお願いをいたします。</p> <p>つきましては、本日の第2回三木市・吉川町合併協議会の会議はこのあたりでお開きとさせていただいてよろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
加古議長	<p>ないようでございますので、閉会のあいさつを副会長の町長さんからお願いすることにいたします。よろしく願いします。</p>
岩波副会長	<p>それでは、大変長時間にわたりましてありがとうございました。ご多忙の中、ご出席をいただきまして、第2回の三木市・吉川町合併協議会を開催させていただきました。</p> <p>2回目は、合併の基本となる重要事項につきまして提案をさせていただきまして、いろいろとご意見を聞く中で、全議案につきまして、原案のとおりご承認をいただきました。</p> <p>この基本方針によりまして、事務局なり幹事会でも限られた期間に向かって努力をしてくれることと思います。</p>

また、今出ておりました新市建設計画につきましては、次の次、6月の協議会で案として提案される予定でございます。これは非常に大事な問題でございます。どうぞ委員の皆さん方にも、どのようなまちづくりがいいのかということをいろいろとご検討いただいて、今後、活発なご意見をちょうだいいたしたい、このように考えます。

新緑が本当に目にしみる好季節となりました。どうぞお体にご自愛をいただきまして、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げます、きょう、2回の協議会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会 午後3時45分